平成23年度 新宿区立生涯学習館指定管理者の 管理業務に係る事業評価報告書

平成24年9月

新宿区立生涯学習施設指定管理者評価委員会

I 事業評価の目的

新宿区立生涯学習館(以下、「生涯学習館」という。)は、区民が文化的活動等に親しむことができる機会及び場所を提供し、生涯学習の振興を図るため、設置されました。区では、生涯学習館の管理運営について、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、区の外郭団体である公益財団法人新宿未来創造財団(平成 21 年度まで財団法人新宿区生涯学習財団)を非公募で指定管理者に指定しています。指定管理者の指定期間は平成 23~27 年度の 5 年間とし、指定管理者が行う管理運営及び事業の具体的内容は、区と指定管理者が締結する基本協定書や指定管理者から提出される事業計画書で定めています。

生涯学習館の管理運営に関しては、基本協定書に基づき適正かつ確実なサービスが 提供されているか、指定管理者の自己評価等により施設の設置目的に沿って運営し、 利用者サービス及び利用率の向上がなされたかを検証するため、毎年度終了後指定管 理者の管理運営業務に係る事業評価を実施することにしています。

評価は、公正を期すために第三者の目でチェックを行います。評価結果については、 今後の管理運営業務に反映させてよりよいサービスを提供するために、指定管理者に も通知することとします。

Ⅱ 評価の概要

評価は、「新宿区立生涯学習施設の指定管理者の管理業務に係わる事業評価に関する 要綱」に基づき行いました。

- 1 評価者
 - (1) 名 称 生涯学習施設指定管理者評価委員会
 - (2) 委員

阿部 かおり (公認会計士)

大竹 弘和 (神奈川大学人間科学部教授)

金子 和子 (新宿区スポーツ推進委員会協議会副会長)

熊澤 武 (総合政策部情報政策課長・委員長)

高木 信之 (総務部税務課長)

2 評価スケジュール

- (1) 開催日時 平成24年7月27日(金) 10時30分~16時30分
- (2) 開催場所
 - ①施設視察 西戸山公園野球場、西戸山生涯学習館、

大久保スポーツプラザ、新宿コズミックスポーツセンター

②評価委員会 新宿コズミックスポーツセンター 3階 大会議室

3 評価項目

- (1) 施設の運営に関わること
- (2) 施設建物及び設備の管理に関わること
- (3) 利用者サービスに関わること
- (4) 職員に関わること
- (5) 管理運営経費に関わること

4 評価対象資料

指定管理者から提出された平成23年度事業計画書、実績報告書及び自己評価表を もとに補足資料の行政監査資料の抜粋、評価委員会当日の指定管理者からの事業説明 及び質疑応答により、評価を行いました。

5 評価方法

各評価委員が評価項目ごとの個別評価及び総合評価を行い、各表会員の総合評価の 平均値により全体評価を決定しました。

全体評価は、下記のとおりとします。

項目の平均値が3.5以上の場合: 4(優良)

2. 5以上3. 5未満の場合 : 3(良)

1. 5以上2. 5未満の場合 : 2 (妥当)

1. 0以上1. 5未満の場合 : 1 (課題あり)

6 総合評価意見

○今年度の事業評価は、改善すべき点について指定管理者に気づいてもらうためのモニタリングであり、来年・再来年の事業計画作成時の参考としてもらいたい。

評価委員による全体評価(集計用)

施設名 : 生涯学習館

		A	В	С	D	Е	合計	平均
	1 施設の運営に関わること	3	3	3	3	3	15	3.0
個	2 施設建物及び設備の管理 に関わること	3	3	3	3	3	15	3.0
別評	3 利用者サービスに関わるこ と	3	3	3	3	3	15	3.0
価	4 職員教育に関わること	3	3	3	3	2	14	2.8
	5 管理運営経費に関わること	3	3	3	3	3	15	3.0
総合評価		3	3	3	3	3	15	3.0
全体評価					3(良)			

注1 各評価委員の個別評価は、 優良が「4」、良が「3」、妥当が「2」、課題ありが「1」となります。

注2 全体評価は、各評価委員による「総合評価」の平均値により次のとおりとします。

* 総合評価の平均値が 3.5以上 の場合 : 4 優良

2.5以上3.5未満 の場合 : 3 良

1.5以上2.5未満 の場合 : 2 妥当

1.0以上1.5未満 の場合 : 1 課題あり

【評価委員の意見】

- 事業計画書中の数値目標の立て方を、利用率・利用人数だけではなく、生涯学習の振興という視点 から考えてほしい。
- AED、ISO、安全管理、貸出システム等の研修もさることながら、業務のスペシャリストとなれるような「生涯学習の振興」についての専門的な研修を行うことが重要であるため、そのような視点で財団の人材育成を考えてほしい。
- 収支報告の差額を財団がプールするということなので、科目別残額の内訳と残額説明を行う必要がある。
- その他 新宿コズミックスポーツセンター事業評価における【評価委員の意見】欄と同様

1 施設概要

名称	三栄町生涯学習館			
所在地	東京都新宿区三栄町25番地(4/1~5/31)、仮移転先新宿区本塩町2番地(6/1~)			
面積	敷地面積:819.39㎡ 延床面積:703.3㎡			
構造	鉄筋コンクリート造、地上3階(1階は福祉部管理課所管)			
開設年月	昭和38年 12月			
開館時間	午前9時~午後10時			
休館日	毎月第4月曜日、12月29日から翌年1月3日までの日			
长凯山索	3階	教養室(32.0㎡)、講習室(50.0㎡)、視聴覚室(50.0㎡)		
施設内容	2階	レクリエーションホール(120.0㎡)、和室(48.9㎡)		

※仮移転先は旧四谷第三小学校

A 队份和允许4日日 第二八十尺					
名称	赤城生涯学習館				
所在地	東京都新宿区赤城元町1番3号				
面積	敷地面積:	敷地面積:808.14㎡ 延床面積:694.0㎡			
構造	鉄筋コンクリート造、地上2階				
開設年月	昭和38年 11月				
開館時間	午前9時~午後10時				
休館日	毎月第2月曜日、12月29日から翌年1月3日までの日				
施設内容	2階	レクリエーションホール(143.3㎡)、教養室A(53.0㎡)、教養室B(21.8㎡) 視聴覚室(34.2㎡)、和室(30.4.㎡)			
1階		ロビー(39.1㎡)、講習室(44.4㎡)			

名称	戸山生涯学習館			
所在地	東京都新宿区戸山一丁目11番101号			
面積	延床面積:			
構造	鉄筋コンクリート造、地上14階(都営住宅の1・2階部分、2階は戸山図書館併設)			
開設年月	昭和55年 4月			
開館時間	午前9時~午後10時			
休館日	毎月第4月曜日、12月29日から翌年1月3日までの日			
ワークルーム(123.2㎡)、学習室A(27.4㎡		ワークルーム(123.2㎡) 、学習室A(27.4㎡)、学習室B(27.4㎡)		
施設内容	2階	学習室C(82.5㎡)、学習室D(82.5.㎡)、和室(68.1㎡)		
	1階	ホール(182.6㎡)、印刷室(12.2㎡)		

名称	北新宿生涯学習館			
所在地	東京都新宿区北新宿三丁目20番2号			
面積	敷地面積:	: 3,375.00㎡ 延床面積 : 868.0㎡		
構造	鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階			
件坦	(1階に保育園、2階にことぶき館・児童館、3階に図書館を併設)			
開設年月	昭和57年 4月			
開館時間	午前9時~午後10時			
休館日	毎月第4月曜日、12月29日から翌年1月3日までの日			
	3階	学習室A(70.0㎡)、学習室B(35.0㎡)、視聴覚室(56.0㎡)		
施設内容	아伯	講習室(85.8㎡)、和室(72.0.㎡)、印刷室(10.8㎡)		
	2階	レクリエーションホール(122.4㎡)		

名称	住吉町生涯学習館				
所在地	東京都新宿区住吉町13番3号				
面積	敷地面積:	敷地面積:480.70㎡ 延床面積:693.7㎡			
構造	鉄筋コンクリート造、地上2階、地下1階				
開設年月	昭和62年 4月(平成8年2月改築)				
開館時間	午前9時~午後10時				
休館日	毎月第2月曜日、12月29日から翌年1月3日までの日				
2階 レクリエーションホール(102.8㎡)		レクリエーションホール(102.8㎡)			
施設内容	1階	美術工芸室(71.0㎡)、学習室B(32.7㎡)、印刷室(12.4㎡)			
	地下1階	情報・交流コーナー(65.4㎡)、学習室A(67.2㎡)			

名称	西戸山生涯学習館			
所在地	東京都新宿区百人町四丁目7番1号			
面積	敷地面積:1,422.00㎡(国有地) 延床面積:534.4㎡			
構造	鉄筋コンクリート造、地上3階(1階は西戸山幼稚園)			
開設年月	昭和41年 12月			
開館時間	午前9時~午後10時			
休館日	毎月第2月曜日、12月29日から翌年1月3日までの日			
长凯克索	3階	教養室(77.0㎡)、和室(49.0㎡)		
施設内容	2階	講習室(70.0㎡)、視聴覚室(77.0㎡)		

2 指定管理者

- (1) 名称 公益財団法人 新宿未来創造財団 理事長 中山 弘子
- (2) 所在地 東京都新宿区大久保三丁目1番2号 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター内
- (3) 指定期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 評価期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- (5) 業務の範囲

新宿区立生涯学習館条例(平成19年新宿区条例第65号。以下「条例」という。)第5条に規定する以下の業務とする。

- ・生涯学習館の利用に関する業務
- ・生涯学習関係団体の活動に関する業務
- ・生涯学習活動の支援に関する業務
- ・条例第18条に規定する団体登録、条例第19条に規定する利用の承認、条例第20条に規定する利用の不承認及び条例第21条に規定する利用承認の取消し等に関する業務
- ・条例第24条に規定する利用料金の納入、条例第26条に規定する利用料金の減免及び条例 第28条に規定する利用料金の返還に関する業務
- ・生涯学習館の施設、付帯設備その他の設備の維持管理に関する業務
- •その他生涯学習館の管理に関し、新宿区が必要と認める業務

3 運営状況(平成23年度)

(1)施設の利用状況

施設名	平成23年度			平成22年度		
旭权石	件数	人数	利用率	件数	人数	利用率
三栄町	4,342	37,996	87.0%	4,653	48,891	91.0%
赤城	5,552	52,150	93.0%	5,834	57,994	96.0%
戸山	6,738	80,842	83.0%	4,867	61,821	83.0%
北新宿	4,732	55,518	78.0%	4,820	54,392	79.0%
住吉町	3,278	30,351	81.0%	3,422	32,269	84.0%
西戸山	3,945	36,477	78.0%	1,931	18,855	75.0%
合計	28,587	293,334	84.0%	25,527	274,222	86.0%

※三栄町生涯学習館移転に伴う臨時休館6日間

※7/5~8/26まで節電に伴う輪番休館実施

(2) 23年度収支状況

① 収入

項目	金	額	(円)
利用料金収入		19	,546,200
事業収入			0
指定管理料等収入		143	,750,000
自主事業収入			598,448
収入合計		163	,894,648

② 支出

項目	指定管理事業支(円)	自主事業支出 (円)	合計 (円)
人件費	91,965,880	4,843,006	96,808,886
会議費	0	0	0
旅費交通費	95,120	0	95,120
通信運搬費	1,004,989	0	1,004,989
消耗品費	5,068,337	529,882	5,598,219
修繕費	6,261,829	0	6,261,829
印刷製本費	303,345	0	303,345
燃料費	0	0	0
光熱水費	12,122,392	0	12,122,392
使用料及び賃借料	148,112	4,000	152,112
保険料	29,080	0	29,080
諸謝金	0	0	0
租税公課	6,888,644	0	6,888,644
支払負担金	0	0	0
委託費	22,370,248	0	22,370,248
支払手数料	288,000	0	288,000
支出合計	146,545,976	5,376,888	151,922,864

新宿区立生涯学習施設の指定管理者の 管理業務に係わる事業評価に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生涯学習施設の指定管理者が実施した管理業務に係る事業を評価するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(評価委員会の設置)

- 第2条 区長は、指定管理者が行う生涯学習施設に関する評価(以下「評価」という。) を行うため、生涯学習施設指定管理者評価委員会(以下「委員会」という。)を設置 する。
- 2 委員会は次の施設の評価を行う。
 - (1) 新宿区立新宿スポーツセンター
 - (2) 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター
 - (3) 新宿区立大久保スポーツプラザ
 - (4) 新宿区立公園內運動施設
 - (5) 新宿区立生涯学習館
- 3 委員会は年度ごとに設置し、前項の評価の終了をもって廃止する。

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる職にある者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員 5 名をもって組織する。
 - (1) 外部有識者 3名
 - (2) 内部委員 2名
- 2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱した日又は任命した日から評価の終了の日までとする。 (委員会の開催)
- 第5条 委員会は、地域文化部長が招集する。
- 2 委員会は、過半数以上の委員の出席がなければ、委員会を開くことができない。
- 3 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させることができる。 (評価)
- 第6条 委員会は、指定管理者が提出した事業実施報告書その他委員会が必要と認める 書類について、別紙評価表により評価するものとする。
- 2 委員会は、第1項の評価を行う際、必要に応じて、当該指定管理者から聞き取り調査等をすることができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域文化部生涯学習コミュニティ課が処理する。 (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則(平成21年6月16日地域文化部長決定) この要綱は、平成21年6月16日から施行する。